# 横須賀市木造耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱

（総則）

第１条　既存木造住宅の耐震性を向上するために耐震診断、耐震改修等を行う者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和 47 年横須賀市規則第 33 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）既存木造住宅　平成 12 年５月 31 日以前に在来工法により着工された階数３以下の一戸建ての住宅（兼用住宅及び長屋を含む。）をいう。

（２）沿道木造住宅　横須賀市地域防災計画に位置付けられた第１次緊急輸送路に接する既存木造住宅であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成７年政令第 429 号）第４条第１項に規定する建築物に該当するものをいう。

（３）在来工法　構造耐力上主要な部分である壁、柱及び横架材を木造とし、垂直方向の力には柱、水平方向の力には梁で抵抗するのを基本原理に、筋かい等で強度を高める工法をいう。

（４）耐震診断　一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012 年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める精密診断法により、横須賀建築設計事務所協会（以下「事務所協会」という。）の会員のうち、木造耐震診断・改修について事務所協会が認定した者（以下「木造耐震改修委員」という。）が現地調査を経て行う診断をいう。

（５）耐震診断結果報告書　耐震診断を行った結果を記した報告書という。

（６）耐震改修計画書　木造耐震改修委員が行う耐震診断により作成する改修計画書をいう。

（７）耐震補強工事図面　耐震改修計画に基づき木造耐震改修委員が作成する耐震補強工事を施工するために必要な工事図面及び仕様書をいう。

（８）耐震補強工事に係る監理　木造耐震改修委員が耐震補強工事の施工に関し行う、見積書の確認、中間検査、完了検査及び監理報告書の作成をいう。

（９）耐震補強工事　本市が行う耐震診断及び耐震改修に関する講習を受け、横須賀市木造耐震改修工事委員会の登録を受けたもの又は次に掲げる要件のすべてに該当する者（以下「未登録業者」という。）が行う、総合評点 1.0 未満の既存木造住宅を総合評点 1.0 以上に改修する補強工事をいう。

ア　補助金の交付申請を行う者が指定していること。

イ　建設業法（昭和 24 年法律第１００号）第３条に規定する許可（建築工事業又は大工工事業に限る。）を受けていること。

ウ　市内に本店、支店又は営業所を有するもの（営業所を有しない個人にあっては、市内に住所を有する者）であること。

(10)認定申請書　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第 28 号）第 28 条に規定する申請書及び図書をいう。

(11) 沿道木造住宅の対象調査　既存木造住宅が沿道木造住宅に該当するかについて、木造耐震改修委員が行う調査をいう。

（補助対象建築物）

第３条　補助の対象となる建築物は、次の各号のいずれかに該当するものとし、建築基準法（昭和 25 年５月 24 日法律第 201 号）その他の法令に違反しないものとする。ただし、認定申請書の作成に関しては、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号）第６条に規定する特定建築物のうち、建物所有者が自ら居住する既存木造住宅とする。

（１）建物所有者（法人を除く。以下同じ。）が自ら居住する既存木造住宅

（２）建物所有者が実績報告までに自ら居住を開始する既存木造住宅

２　既存木造住宅のうち長屋については、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第２条第３項に規定する専有部分のみを個別に補助の対象とすることができる。

３　第２条第１号に規定する既存木造住宅であって、当該増築部分の

延べ面積が、平成 12 年５月 31 日時点における延べ面積の２分の１を超えるものは、第１項の規定にかかわらず、補助の対象にしない。

４　建物所有者が次の各号のいずれかに該当する既存木造住宅は、第１項の規定にかかわらず、補助の対象としない。

（１）市税等を滞納していないこと

（２）横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第６号）第２条第３号に規定する暴力団員でないこと。

（補助金額等）

第４条　補助金の対象となる行為及び対象者については、別表のとおりとする。

２　補助金の額は、予算の範囲内で別表のとおりとする。この場合において、別表に掲げる補助金の対象行為となる行為（耐震補強工事費に限る。）の補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（交付申請）

第５条　別表に掲げる補助金の対象行為となる行為（耐震補強工事費を除く。）の補助金に係る規則第４条第３号に規定する参考となる書類は、従事者名簿とする。

２　別表に掲げる補助金の対象行為となる行為（耐震補強工事費に限る。）の補助金に係る規則第４条第３号に規定する参考となる書類は、次のとおりとする。

（１）住民票の写し

（２）市税に未納のないことの証明書

（３）既存木造住宅を証明する書類の写し

（４）耐震改修計画書

（５）耐震補強工事図面

（６）耐震補強工事に関する見積書

（７）工事業者選定通知書

（８）建設業の許可書の写し（未登録業者が行う補強工事の場合に限る。）

（９）沿道木造住宅調査報告書（第１号様式）（沿道木造住宅の場合に限る。）

３　沿道木造住宅に係る補助金の交付申請にあっては、耐震補強工事図面の作成、耐震補強工事に係る監理及び耐震補強工事費に係る申請を一括で行うものとする。

（工事監理）

第６条　耐震補強工事費に係る補助金を受ける者は、木造耐震改修委員による耐震補強工事に係る監理を受けなければならない。

（事業完了前の交付）

第７条　別表に掲げる補助金の対象行為となる行為（耐震補強工事費を除く。）の補助金については、規則第 11 条第 1 項ただし書の規定により、補助事業完了前に補助金の一部を交付することができる。（当該補助事業の一部完了を市長が認めた場合に限る。）

（実績報告）

第８条　別表に掲げる補助金の対象行為となる行為（耐震補強工事費を除く。）の補助金を受ける者は、規則第 10 条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日に属する年度の２月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（１）事業実績一覧表

（２）耐震診断・耐震改修計画書、若しくは耐震補強工事図面又は耐震補強工事に係る監理が完了したことを証する書類（沿道木造住宅に係るものにあっては、沿道木造住宅調査報告書の写し）

（３）領収書の写し

２　別表に掲げる補助金の対象行為となる行為（耐震補強工事費に限る。）の補助金を受ける者は、当該補助事業が完了したときは、規則第 10 条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日に属する年度の２月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（１）工事監理報告書

（２）工事工程写真

（３）耐震補強工事に係る領収書の写し

（４）交付申請時に居住していない者については、入居後の住民票の

写し

（補助金の請求）

第９条　補助金を請求しようとする者は、規則第 11 条第２項に規定する請求書を市長に提出するものとする。ただし、耐震補強工事の施行をした者に補助金を受領させる場合には、規則第 11 条第２項に規定する請求書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（１）受領委任状（第２号様式）

（２）耐震補強工事に係る工事契約書の写し

（書類の整理等）

第 10 条　補助金を受けた者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならない。

（その他の事項）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、都市部長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成 15 年４月１日から施行する。

（関係要綱の廃止）

２　木造住宅耐震診断等補助金交付要綱（平成８年７月１日制定）は、廃止する。

（補助金額に関する特例）

３　平成 21 年４月１日から平成 22 年３月 31 日までの間における別表第４号の規定の適用については、同号中「２分の１」とあるのは「10 分の６（建物所有者が 65 歳以上の場合は 10 分の７）」と、「100 万円」とあるのは「125 万円（建物所有者が 65 歳以上の場合は 150 万円）」とする。

附　則

この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成19年４月１日から施行する。

2　改正後の横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱の規定にかかわらず、この要綱施行の日の前日までに、改正前の横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱の規定により精密診断・耐震改修計画又は耐震補強工事図面の作成を行ったものについては、この要綱施行の日から平成21年３月31日までに、従前の例により耐震補強工事図面の作成又は耐震補強工事を行った場合に限り、補助金の交付を受けることができる。

附　則

この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年６月19日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年７月９日から施行する。

附　則

1　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第２条第７号ウの規定は、平成27年４月１日から施行する。

2　この要綱の施行の日の前日において改正前の横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱の規定により耐震診断・耐震改修計画書の作成及び耐震補強工事図面の作成に係る補助金の交付を受けた既存木造住宅については、改正後の横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱別表の規定にかかわらず、耐震補強工事に係る監理に対する補助金額は、25,000円とする。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

| 補助金の対象となる行為 | 対象者 | 補助金額 | |
|---|---|---|---|
| | | 既存木造住宅（沿道木造住宅を除く。） | 沿道木造住宅 |
| （１）耐震診断結果報告書・耐震改修計画書の作成 | 事務所協会 | １件につき100,500円とする。 | １件につき117,500円とする。 |
| （２）耐震補強工事図面の作成 | 事務所協会 | １件につき60,000円とする。 | １件につき77,000円とする。 |
| （３）耐震補強工事に係る監理 | 事務所協会 | １件につき32,000円とする。 | １件につき41,000円とする。 |
| （４）耐震補強工事費 | 補助対象建築物の所有者 | 費用の２分の１以内の額で１件につき100万円を限度とする。 | 費用の３分の２以内の額で１件につき150万円を限度とする。 |
| （５）沿道木造住宅の対象調査 | 事務所協会 | | １件につき25,000円とする。 |

備考　第４号の耐震改修工事費の助成額は、上記の額に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の２に規定する所得税額の特別控除の額を加えたものとし、助成額の交付にあたっては、あらかじめ当該特別控除の額を差し引いて、上記の補助金の額を交付するものとする。